

# 令和8年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業委託業務

## 企画提案選定方針（奄美エリア版）

### 1 趣旨

本選定方針は、令和8年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業委託業務に係る委託候補者を選定するための基本的な考え方を定めるものであり、奄美群島エリアにおける観光振興の特性を踏まえ、公平かつ適正な選定を行うことを目的とする。

### 2 審査方針

- (1) 本業務に最も適した委託候補者を選定する。
- (2) すべての応募者を同列に扱い、公平・公正に審査する。
- (3) 提出書類、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を総合し、本事業の目的（奄美群島の高付加価値化・広域連携強化・人材育成・販路形成等）が達成可能かを判断する。

### 3 受付

事務局（一般社団法人あまみ大島観光物産連盟）において提出書類を確認し、応募資格の有無を審査する。応募資格を満たさない者は二次審査（プレゼンテーション）を行わない。

### 4 審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書等の審査については、次の(1)から(4)について十分考慮して行うものとする。なお、点数の配分については、各項目に付した点数とし、その範囲内で審査することとする。

〔50点満点〕

#### (1) 基本認識（5点）

- 奄美群島の観光振興の趣旨・目的を理解しているか
- 事業目的に沿った提案となっているか

#### (2) 実効性（10点）

- 業務遂行体制・人員配置が適切か
- 類似業務の実績・ノウハウを有しているか
- スケジュールが実現可能か

#### (3) 具体性・効果（30点）

- ・ 事業計画、業務手順等は具体的であるか。
- ・ 「(1)沖縄・奄美エリア推進委員会の運営及び自走化検討」業務に関し、企画提案仕様書において指示された実施・検討事項を網羅した提案となっているか。
- ・ 「(2)観光関連人材の研修」業務に関し、企画提案仕様書に指示された実施事項を網羅し、示された効果が得られるような提案となっているか。
- ・ 「(3)販路形成・販売促進」業務に関し、企画提案仕様書において指示された実施・検討事項を網羅し、示された効果が得られるような提案となっているか。

・「(4)その他、本事業の目的を達成するために有効な業務」業務に関して、マスタープランを具現化するために有益であると考えられる取組を提案しているか。

(4) 妥当性 (5点)

・事業を遂行するにあたり、妥当な積算となっているか。

【30点/10点/5点配点】

A 30～27点/10～9点/5点	=非常に優れた提案内容であり効果が期待できる。
B 26～21点/8～7点/4点	=優れた提案内容であり効果が期待できる。
C 20～15点/6～5点/3点	=提案されており一定の効果が期待できる。
D 14～1点/4～1点/2～1点	=提案されているが効果が期待できない。
E 0点	=提案されていない

5 審査方法

(1) 選定委員会の委員は、企画提案書等の内容について、上記「4 審査 (プレゼンテーション審査)」の項目に沿って、別途定める企画提案審査票で審査する。

① 審査項目毎に配点は下記とする。

- 1 基本認識 5点
- 2 実効性 10点
- 3 具体性・効果 (企画提案内容) 30点
- 4 妥当性 (費用の積算) 5点

② 各委員が審査票に採点し、合計点数が大きい順に1位から3位までの順位を付し1位5点、2位3点、3位1点の順位点を付ける。

③ 各委員の順位点を企画提案事業者毎に集計し、点数の大きいものを上位とし総合順位を決定する。ただし、順位点合計の最も大きい事業者が複数ある場合は各委員の評価において「1位」の順位を多く得た事業者を最上位者とする。

さらに「1位」の順位を得た数についても同じである場合は、「2位」の順位を多く得た事業者を最上位者とする。なお、この方法により難しい場合は、各委員の合議により、委託業者として相応しい事業者を選定する。

(2) 最低基準

委員の採点が、各項目が配点基準のC以上であり、合計点数が26点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない業者は、選定の対象としないものとする。

(3) 応募者が1者の場合又は最低基準を満たさない場合

応募者が1者のみであり、かつ、最低基準を満たしている場合は、当該業者を契約候補者と

することについて、各委員の合議により判断するものとする。

応募者が1者であっても最低基準を満たさない場合、又は、応募者がいない場合は、選定しないこととする。

## 6 その他

- (1) 提出された企画提案書類、審査内容・経過については、公表しない。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。
- (3) 鹿児島県観光・文化スポーツ部 PR 観光課は、様々な角度から各委員の意見を聴取し、委託先候補者から再度ヒアリングを行う等、必要な手続きを経て、委託範囲等を決定し契約する。
- (4) 委託候補者が選定委員会付記事項（採択条件）や事務局（あまみ大島観光物産連盟）指示事項への対応を行わない場合は、次点候補者を選定する。